

# 吉見町最低制限価格制度要領

平成20年3月24日町長決裁  
平成23年7月15日一部改正  
平成26年3月31日一部改正  
平成31年3月22日一部改正  
平成31年4月25日一部改正  
令和2年7月6日一部改正

## (趣旨)

**第1条** この要領は、吉見町が競争入札による建設工事の請負契約を締結しようとする場合における最低制限価格制度の実施について必要な事項を定めるものとする。

## (用語の意義)

**第2条** この要領において「最低制限価格制度」とは、競争入札による請負契約を締結しようとする場合において、契約の内容に適合した履行を確保するため、予定価格の制限内で落札価格の最低限度の価格を設定する制度をいう。

2 この要領において「最低制限価格」とは、競争入札による請負契約を締結しようとする場合において、契約の内容に適合した履行を確保するため、予定価格の制限の範囲内で落札価格の最低限度の基準として、あらかじめ設定した価格をいう。

## (適用範囲)

**第3条** 最低制限価格の設定の対象となる建設工事は、設計額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が1,000万円を超えるものとする。ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

## (最低制限価格の設定)

**第4条** 最低制限価格は、予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下「合計額」という。）に消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。ただし、その合計額が消費税及び地方消費税相当額を抜いた予定価格（以下「税抜き予定価格」という。）の10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、税抜き予定価格の10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）とする。

- (1) 直接工事費に10分の9.7を乗じて得た額（円未満切捨て）
- (2) 共通仮設費に10分の9.0を乗じて得た額（円未満切捨て）
- (3) 現場管理費に10分の9.0を乗じて得た額（円未満切捨て）
- (4) 一般管理費等に10分の5.5を乗じて得た額（円未満切捨て）

2 前項の規定に関わらず、特に必要があると認めるときは、税抜き予定価格の10

分の7.5から10分の9.2までの範囲内において町長が定める割合を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。ただし、端数処理の額が10分の7.5を下回る場合は、千円未満の端数を切り上げた額。）に消費税及び地方消費税相当額を加えた額を最低制限価格とすることができる。

3 最低制限価格は予定価格調書に明記するものとする。

#### **（最低制限価格の周知）**

**第5条** 発注担当課長は、当該建設工事の競争入札において最低制限価格を設定したときは、入札に参加しようとする者に対し、設定されていることを周知するものとする。

#### **（その他）**

**第6条** この要領に定めるもののほか、最低制限価格の実施に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

1. この要領は、平成20年4月1日から施行する。
2. この要領は、平成23年7月15日から施行する。
3. この要領は、平成26年4月1日から施行する。
4. この要領は、平成31年4月1日から施行する。
5. この要領は、平成31年5月1日から施行する。
6. この要領は、令和2年7月6日から施行する。